

徳島県規則第三号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第二号ハを次のように改める。

ハ 大腸菌は、一ミリリットル中に一個以下であること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。